

ごみ集積場施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩美町の家庭生活から出る一般廃棄物の収集に伴う適正な保管を図るため、ごみ集積場施設整備に要する経費に対し、補助金を交付することについて岩美町補助金等交付規則(平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、岩美町内の自治会等とする。

(補助事業の種類等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の種類、補助金の交付対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 町は、予算の範囲内において、事業主体が当該年度に実施する事業に要する経費について補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする自治会等は、様式第1号による申請書を町長に提出するものとする。

(補助金の交付等)

第6条 町長は、前条による申請があった場合には、内容を審査し、適当と認めるときは、すみやかに補助金の交付決定をするものとする。

(申請事項の変更)

第7条 規則第10条第1項の規定により町長の承認を受けようとする場合は、様式第2号による申請書を提出して行うものとする。
2 規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、別表に掲げるとおりとする。

(実績報告)

第8条 規則第17条の規定による実績報告書は、様式第3号によるもの

とし、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに町長に提出するものとする。

(補助金の交付の請求)

第 9 条 補助金の交付の請求をしようとする自治会等は、様式第 4 号による請求書を町長に提出するものとする。

(書類の提出部数)

第 10 条 規則及びこの要綱に基づいて町長に提出する書類の部数は 1 部とする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年度の補助金から適用し、平成 19 年度迄の 3 年間について適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年度の補助金から適用し、平成 22 年度迄の 3 年間について適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年度の補助金から適用し、平成 24 年度迄の 3 年間について適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用し、平成 27 年度迄の 3 年間について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用し、平成 30 年度迄の 3 年間について適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年度の補助金から適用し、平成 33 年度迄の 3 年間について適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用し、令和 6 年度迄の 3 年間について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度の補助金から適用し、令和9年度迄の3年間について適用する。